

エリア	市町村	関係人口要件	担当課	電話番号
県央エリア	盛岡市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市内の事業所において「ふるさとワーキングホリデー」に参加したことのある者又は「盛岡という星でプロボノルトカンパニー」登録者で活動実績がある者で、かつ、以下①～③の全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約基づいて就業し、移住支給金の申請日において連続して3月以上在職していること ②当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ③転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	市長公室企画調整課 都市戦略室	019-613-8370
	八幡平市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡平市応援市民である者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	まちづくり推進課 定住促進係	0195-74-2111 (内線1454)
	滝沢市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内高等教育機関の卒業生である者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	経済産業部若者活躍推進室	019-656-6536
	雫石町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有する者 ・七ツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	観光商工課都市交流推進室	019-692-6499
	葛巻町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ参加者 ・移住体験ツアー参加者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	いらっしゃい葛巻推進課	0195-65-8983
	岩手町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日以降に岩手町に移住相談を行っていた者又は空き家活用型UIJターン事業の活用を相談していた者 ・岩手町が主催する起業支援事業、まちづくり活動に参加経験を有する者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	みらい創造課政策推進係	0195-62-2111 (内線219)
	紫波町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で開催された産業振興関連のインターンシップや体験ツアーに参加経験がある者 ・町内の遊休不動産の利活用事業に従事している者 ・農業法人等に雇用就農している者 ・町内で独立自営就農している者 ・5年以内に親元等の農業経営を継承する意欲がある者 ・農業研修を受講していて、受講終了後に町内で就農する意欲のある者 ・一般乗合旅客自動車運送業（バス運転手）・一般乗用旅客自動車運送業（タクシー運転手）に従事している人または従事する意欲がある人 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	企画総務部企画課	019-672-2111 (内線2311)
	矢巾町	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	企画財政課 企画コミュニティ係	019-611-2729
県北エリア	久慈市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	企業立地課	0194-75-3891
	二戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	総合部総合政策課	0195-23-3111 (内線324)
	普代村	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青の国ふるだいファン会員に登録している者 ・普代村にふるさと納税をしたことがある者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	政策推進室	0194-35-2114 (内線142)
	軽米町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽米町にふるさと納税をしたことのある者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	産業振興課商工観光担当	0195-46-4746
	野田村	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心はいつものだ村民制度登録者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	未来づくり推進課 移住定住観光班	0194-78-2963
	九戸村	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	IJU戦略室	0195-42-2111
	洋野町	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	企画課	0194-65-5912
	一戸町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸夢ファームで2週間以上の研修実績を有する者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	政策企画部政策企画課	0195-33-2111

県南エリア	花巻市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受け、かつ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて市内事業所に就業又は市内で就農した者。ただし、就業においては、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・花巻市空き家バンクの利用登録を行い、かつ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて市内事業所に就業又は市内で就農した者。ただし、就業においては、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・花巻市UIJターン者就業奨励金の交付を受けた者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	商工観光部商工労政課	0198-41-3536
	北上市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者で、かつ、以下①～③の全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3月以上在職していること ②転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ③当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	商工部産業雇用支援課	0197-72-8243
	遠野市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に55歳未満であって、遠野市の移住体験ツアー参加経験を有する者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	産業部商工労働課	0198-62-2111
	一関市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いちのせきファンクラブ」の会員（R5年度会員のみ） ・「移住希望者相談等支援補助金（移住検討視察交通費補助金）」の利用経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・「お試し移住」「移住体験ツアー」「オンライン いちのせき暮らしぜミナー」など市が主催する移住促進事業の参加経験を有する者 ・「空き家バンク」を利用して移住する者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	まちづくり推進部 交流推進課	0191-21-8194
	奥州市	<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援補助金の申請日において、以下①又は②に当てはまり、かつ市内事業所に就業、又は市内で起業、就農したもので5年以上継続して勤務等する意思を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ①奥州市空き家バンクの利用登録を行って移住した者。 ②転入日の属する年度以前5年度において、2年以上奥州市にふるさと納税を行った者。 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	政策企画部 未来羅針盤課 都市プロモーション係	0197-34-2116
	西和賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験制度を利用したのちに移住した者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	ふるさと振興課	0197-82-3285
	金ケ崎町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金ケ崎町企業クラブに登録している企業へ就職した者 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	商工観光課	0197-42-2111 (内線2225)
	平泉町	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉町からふるさと住民票カードを交付された者。 ・平泉お試し居住体験事業を利用したのちに移住した者。 ・「平泉町空き家・空き地バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋復業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 	まちづくり推進課	0191-46-5578

沿岸エリア	宮古市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者 ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	産業振興部 産業支援センター商業労政係	0193-68-9067
	大船渡市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかに該当し、かつ、以下のア～ウの全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①大船渡市内の事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者 ②大船渡市空き家バンクを利用して移住した者 ③おためし地域おこし協力隊に参加した者 ア市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること イ転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ウ当該法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・大船渡市に移住する直前の1年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用し、市内で起業した者 	商工港湾部商工課労政係 (雇用担当)	0192-27-3111
	陸前高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかにあてはまり、かつ市内に事業所を有する法人に期間の定めのない労働契約に基づき就業している者。 <ul style="list-style-type: none"> ①お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターん又は移住ツアーに参加した者。 ②空き家バンクを利用して移住する者。 ③佐々木朗希選手を応援する会の会員。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 	地域振興部観光交流課	0192-54-2111 (内線413)
	釜石市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下いずれかにあてはまり、かつ就業している者 <ul style="list-style-type: none"> ①釜石市出身者（2親等以内が釜石市に住民票を有する等） ②市が実施するお試し移住パック・移住ツアー利用者 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者 ④釜石ラグビー応援団の団員 ⑤固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外） ⑥市の移住相談窓口に相談した上で移住した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことのある者 	しごと・くらしサポートセンター (産業振興部商工観光課)	0193-27-7222
	住田町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が実施するイベント等に参加し本人からの了承に基づき関係人口の名簿に登載された者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	企画財政課	0192-46-2114
	大槌町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大槌応援団（大槌ファン）に登録している者 ・移住相談会等に参加したのちに移住した者 ・移住体験ツアーに参加したのちに移住した者 ・お試し地域おこし協力隊に参加したのちに移住した者 ・地域おこし協力隊インターんに参加したのちに移住した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことのある者 	産業振興課	0193-42-8717
	山田町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下、①～⑤のいずれかに該当し、かつ⑥～⑨の全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①移住する以前からやまだファンクラブに入会している者 ②移住する以前に町が実施する移住ツアーに参加したことがある者 ③移住する以前に移住相談会等で本町への移住相談実績がある者 ④移住する以前にお試し住宅の利用実績がある者 ⑤空き家バンクを利用して移住する者 ⑥週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ⑦就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 ⑧当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ⑨転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことのある者 	政策企画課	0193-82-3111 (内線363)
	岩泉町	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことのある者 ・岩泉町にボランティアで来たことのある者 ・岩泉町にふるさと納税をしたことのある者 ・岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者 ・岩泉型インターんシップに参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	政策推進課政策推進室	0194-22-2111
	田野畑村	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 	企画観光課	0194-34-2111